

令和2年12月11日

契約の手續における押印等の省略について

- 1 押印を省略できる書類
 - (1) 請書
 - (2) 見積書
 - (3) 請求書
 - (4) 納品又は役務の完了を確認する書類※契約書は引き続き押印を省略できませんので注意願います。

- 2 押印省略時の記載事項
押印を省略される場合は、以下について記載をお願いします。
 - ・ 書類発行権者の氏名及び連絡先
 - ・ 本件事務担当者の氏名及び連絡先

- 3 eメールによる提出
上記の書類について、eメール（添付PDFファイル）として提出も可能といたします。
なお、確認のため記載連絡先に必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。

- 4 その他不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

統合幕僚監部総務部総務課会計室契約係
電話：03-5269-3282